

◎ 資格喪失届（様式4号）被保険者が退職した場合

離職票交付の場合	提出期限	持 参 ・ 確 認 書 類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失届（様式第4号） ・ 離職証明書（3枚1組の用紙） 	離職日の翌々日より 10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1, 出勤簿・タイムカード（離職前2年間分） 2, 賃金台帳（離職前2年間分） 3, 労働者名簿（離職日・離職理由を明確に記載したもの） 4, 離職理由を確認できる資料（労働者名簿に加えて） <ul style="list-style-type: none"> ※ 就業規則、退職願(届)、解雇通知書、最後の雇用契約書、辞令、重責解雇の場合は解雇予告手当除外の認定をつけた証明書等、法人等の役員となったことにより喪失の場合は登記簿等、派遣労働者の場合は派遣元管理台帳及び労働者派遣終了証明書などです。不明の場合は事前にお問い合わせください。 5, 連続して30日以上欠勤、休職等で賃金支払いがない場合の資料 <ul style="list-style-type: none"> ※ 診断書、証明書等 なお、賃金の支払いがある場合は支払いの根拠となる規則・規定(就業規則,賃金規定等)の確認をしますので持参ください。 6, 印鑑（事業所・事業主の登録印、及び担当者印）
離職票不要の場合		持 参 ・ 確 認 書 類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失届（様式第4号） <p>*本人が離職票交付を希望しない場合に限りま す。</p>		
離職票交付無で資格喪失届の届け出の後に 離職票を交付する場合	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)及び同(被保険者通知用)と上記「離職票交付の場合」の持参・確認書類	
<p>【注意】 離職時年齢が59歳以上の方については、離職票を必ず作成する必要があります。</p>		

- ★ 上記確認書類のほかに別途追加書類をお願いする場合があります。
- ★ 被保険者に関する書類は、離職した後も大切に保管してください。
- ★ ご不明の点につきましては、あらかじめ電話等でお問い合わせください。なお、雇用保険に係るコンピューターシステムの稼働時間は17：15までとなっておりますので、時間に余裕を持って来所くださるようお願いいたします。

ハローワーク高知（高知公共職業安定所）3階 雇用保険適用課

高知市大津乙2536-6
TEL 088-878-5330
FAX 088-878-5340